

ごかの お知らせ

No.562

役場の代表電話は☎(84)1111です

i お知らせ

個人住民税の特別徴収 (給与天引き)について

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）、納入していただく制度です。地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主に実施が義務づけられています。

茨城県と県内すべての市町村では、平成27年度から一斉に原

則特別徴収により納めていただくことになっていきます。

特別徴収の場合は、従業員が金融機関に向く手間が省けるなど、納税者の利便性向上につながります。事業主のみなさまには、ご理解ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

所得の申告、お忘れではありませんか？

前年中に給与、賃金等の支払いを受けた方や営業、農業等による事業収入がある方で、町民税の納税通知書が6月に到着しなかった方（町民税の給与天引きによる納税者及び非課税者は除く）は、所得の確定申告が必要となる場合があります。

住民税の納税通知書が届かず、「おかしいな？」と思われるしたら、必ずご連絡ください。

国民には所得の申告をする義務があります。故意に申告を逃れることは許されません。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

国保税の滞納者に対する被保険者証等について

国保税を滞納している被保険者に対し、通常の被保険者証に代えて「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」の交付が義務付けられています。

短期被保険者証への切り替えは、6月の時点で保険税を滞納している世帯へ「短期被保険者証への切替予告通知」を発送し、指定期日までに納付、相談等が無い場合、切り替えを8月1日(月)に行います。

※短期被保険者証とは

通常の被保険者証より有効期間が短く、町との誓約等に基づいた定期的な更新（納税）が必要となります。

※被保険者資格証明書とは

国民健康保険に加入している事のみを証明するものです。

医療機関で受診をした際、かかった医療費の10割を負担いただき、後日、領収証を役場窓口にて持参し、療養費支給申請をしてください。7割分の償還払いが受けられます。

【町からお願い】

国民健康保険は、加入者全員の相互扶助で成り立っている医療保険制度です。その財源となる国保税の収納確保は、制度

を維持していくうえで、また加入者間の公平を図るうえで重要なことです。制度をご理解いただき、期限内納付をお願いします。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

赤十字活動への支援を お願いします

日本赤十字社は、災害救護活動をはじめ、救急法などの人命と健康を守るための知識や、技術を普及するための講習の開催、幼稚園から高等学校までの青少年赤十字を育成する青少年赤十字活動など、多岐にわたる活動を行っており、その活動の財源は、みなさんから寄せられる活動資金（寄付）で賄われています。

赤十字活動に賛同し、年間500円以上のご支援いただけ方を募集しております。

ぜひ赤十字活動へのご支援をお願いします。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)